

# 業 務 規 程

2026年3月25日制定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この業務規程は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第79条の3第1項の規定に基づき、同項第1号に掲げる事項及び一般社団法人資産運用業協会（以下「本協会」という。）の定款第4条第1項各号に規定する業務の方法を定めることを目的とする。

## 第2章 本協会の業務

### (正会員及び金融商品仲介業者の法令等の遵守に係る業務)

第2条 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者（定款第4条第1項第1号に定める金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）が投資運用業等（投資運用業（委託者非指図型投資信託に係る業務を含む。）及び投資助言・代理業並びに第二種金融商品取引業（受益証券（振替投資信託受益権を含む。）に係る金商法第28条第2項第1号に掲げる行為に限る。）及び金融商品仲介業者が正会員のために行う受益証券の募集又は私募の取扱いをいう。以下同じ。）を行うに当たり、金商法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。）その他の法令並びに本協会の定款その他の規則（総会及び理事会決議を含む。以下「法令等」という。）の規定を遵守させるため、指導、勧告その他の業務を行うものとする。

2 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者に対する各種調査、ヒアリング等の実施及び日常の業務等を通じ、正会員及び金融商品仲介業者の法令等の規定の遵守状況（以下「法令遵守状況」という。）の把握に努めるものとする。

3 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者の法令遵守状況に関する情報等を入手した場合には、必要に応じ当該正会員に対しヒアリング等を実施することにより、その実態の把握に努めるものとする。

4 本協会は、前項に定める方法によりその実態を把握することが困難と認められる場合は、必要に応じ定款第15条に基づく資料の提出又は文書若しくは口頭による説明を求め、又は同第16条に定める監査を行うものとする。

5 本協会は、前項に基づき監査を実施する場合には、第5条第2項に定める方法により行うものとする。

6 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者の法令遵守状況が不適切であることを把握した場合には、必要に応じ当該正会員に対して法令遵守状況の向上を図るために必要な指導、勧告を行うものとする。

- 7 前項に基づき勧告を行う場合の手続きは、会員及び金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に関する規則（以下「会員処分規則」という。）に定めるものとする。
- 8 本協会は、正会員に対し指導又は勧告を行った場合には、当該正会員から必要に応じて法令遵守状況の向上を図るための業務改善計画の策定及びその実施状況について文書による報告を求めるものとする。

（法令遵守の向上を図るための業務）

第3条 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者の金商法、投信法その他の法令の遵守状況の向上等を図るため、次の業務を行うものとする。

- （1）正会員及び金融商品仲介業者の役職員を対象とした研修・セミナー等の実施
- （2）正会員及び金融商品仲介業者の法令等の違反事例の周知
- （3）その他本協会が必要と認める業務

（正会員及び金融商品仲介業者の業務の適正性確保に係る業務）

第4条 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う投資運用業等に関し、資産運用の適正化、受益証券等（受益証券、投資証券（振替投資口を含む。）又は投資法人債券（振替投資法人債を含む。）をいう。以下同じ。）の募集又は私募その他の取引の適正化、契約の内容の適正化、その他投資者の保護を図るために必要な調査、指導、勧告その他の業務を行うものとする。

- 2 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者に対する各種調査、ヒアリング等の実施及び日常の業務を通じ、正会員及び金融商品仲介業者の業務運営状況の把握に努めるものとする。
- 3 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者の業務運営状況に関する情報等を入手した場合は、必要に応じて当該正会員に対しヒアリング等を実施することにより、その実態の把握に努めるものとする。
- 4 本協会は、前項に定める方法によりその実態を把握することが困難と認められる場合は、必要に応じて定款第15条に基づく資料の提出又は文書若しくは口頭による説明を求め、又は同第16条に定める監査を行うものとする。
- 5 本協会は、前項に基づき監査を実施する場合には、第5条第2項に定める方法により行うものとする。
- 6 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者の業務運営状況が不適切な状況にあることその他投資者保護を図るために必要と認められる状況にあることを把握した場合には、必要に応じて当該正会員に対してその業務運営の適正化を図るために必要な指導又は勧告を行うものとする。
- 7 前項に基づき勧告を行う場合の手続きは、会員処分規則に定めるものとする。
- 8 本協会は、正会員に対し指導又は勧告を行った場合には、当該正会員から必要に応じて業務運営の適正化を図るための業務改善計画の策定及びその実施状況について文書による報告を求めるものとする。

（正会員に対する監査、処分等）

第5条 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者の金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくはこの法人の定款その他の規則（理事会決議を含む。）若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約又は取引の信義則の遵守の状況の監査を行うものとする。

る。

- 2 前項に定める監査は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
  - (1) 立入りによる方法
  - (2) 書面による方法
  - (3) ヒアリングによる方法
  - (4) 上記に掲げるもののほか、本協会が適当と認める方法
- 3 監査の実施に関し必要な事項は、会員監査に関する規則に定めるものとする。
- 4 本協会は、第2項の規定に基づき正会員に対する監査を行った結果、当該正会員の法令等違反の事実を把握した場合には、定款及び会員処分規則に定めるところにより、当該正会員に対し処分その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 正会員に対し定款に基づく処分その他の措置を行う場合の手続きは、会員処分規則に定めるものとする。

(苦情の解決、あっせん)

- 第6条 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う投資運用業等に対する投資者からの苦情の解決及び争いがある場合のあっせんに係る業務を行うものとする。
- 2 前項の苦情の解決及びあっせんに係る業務は、苦情及び紛争の解決のための業務委託等に関する規則に定めるところにより行うものとする。
  - 3 本協会は、苦情の解決及びあっせんに係る業務を金商法第78条の8第1項の規定に基づき、当該業務を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者に委託するものとする。
  - 4 本協会は、前項の委託に当たっては、協定書等当該業務の委託に必要な契約を締結するものとする。

(外務員の登録事務)

- 第7条 本協会は、金融商品仲介業者が行う金商法第66条の25において準用する同法第64条第1項各号に掲げる行為に関し、同法第66条の25において準用する同法第64条の7第1項の規定に基づき、金融庁長官から委任された外務員の登録に関する事務を行うものとする。
- 2 前項の外務員の登録に関する事務は、外務員の登録等に関する規則に定めるところにより行うものとする。

(規則の制定、改正又は廃止)

- 第8条 本協会は、正会員及び金融商品仲介業者の行う投資運用業等の業務の適正化のため必要な規則（理事会決議を含む。）及び本協会の業務遂行のため必要な規則（理事会決議を含む。）の制定、改正又は廃止を行うものとする。
- 2 前項に規定する規則の制定、改正又は廃止は、理事会の決議により行うものとする。

(投資者等への広報及び知識の普及、啓発)

- 第9条 本協会は、次の各号に掲げるものへの投資者等への理解を深めるため、広報活動を行い、その周知と知識の普及、啓発に努めるものとする。

- (1) 投資運用業等
- (2) 投資信託及び投資法人
- (3) 投資一任契約及び投資助言契約

2 前項の広報活動は、次に掲げる方法等により行うものとする。

- (1) 新聞・雑誌等への広告
- (2) SNS等の活用
- (3) 本協会ホームページ等への掲載
- (4) 各種出版物の刊行
- (5) 講演会、セミナー等の開催
- (6) 各種統計資料の作成・公表

(その他の業務)

第10条 本協会は、前各条（第1条を除く。）に規定するもののほか、投資運用業等の健全な発展と投資者の保護に資するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 投資運用業等に関する内外の調査、研究、国際交流及びその公表
- (2) 正会員間及び投資運用業等に関係のある団体等（海外の団体を含む。）との意思の疎通及び意見の調整
- (3) 関係官庁その他関係機関（海外の関係機関を含む。）に対する建議、要望及び連絡
- (4) 金商法第79条の5に規定する内閣総理大臣への協力
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な業務

### 第3章 認定個人情報保護団体の業務

(認定個人情報保護団体の業務)

第11条 本協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第47条第1項に基づき認定を受けた認定個人情報保護団体として正会員及び金融商品仲介業者が行う投資運用業等に係る個人情報の取扱いに関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 正会員及び金融商品仲介業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理
- (2) 個人情報保護指針の作成及び公表
- (3) 個人情報保護指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置
- (4) 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての正会員及び金融商品仲介業者に対する情報提供
- (5) 個人情報の適正な取扱い確保のための正会員及び金融商品仲介業者の役職員に対する研修
- (6) 正会員の名称の公表
- (7) 関係機関との連絡調整
- (8) 認定業務の実施状況について、年1回、個人情報保護委員会への報告
- (9) 前各号に掲げるもののほか、正会員及び金融商品仲介業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項

2 本協会は、前項第1号に掲げる正会員及び金融商品仲介業者の個人情報の取扱いに関する苦情の

処理に係る業務については、正会員及び金融商品仲介業者の個人情報の取扱いに関する苦情処理規則に定めるところにより行うものとする。

#### 第4章 本協会の組織等

##### (委員会)

第12条 本協会は、本協会の業務を円滑に遂行するため、委員会を置くものとする。

- 2 前項に定める委員会の構成及び運営等は、委員会等の設置に関する規則に定めるところにより行うものとする。
- 3 本協会は、委員会等の設置に関する規則に定める委員会のほか、必要に応じて理事会の決議により臨時に委員会を設置することができるものとする。

##### (事務局組織)

第13条 本協会の事務局の組織、事務分掌、職務権限等については、別に定める規則によるものとする。

##### (会計)

第14条 本協会の会計処理については、法令、定款及び公益法人会計基準その他一般に公正妥当と認められる会計基準により行うものとする。

- 2 本協会は、公認会計士による監査を受けるものとする。

#### 第5章 その他

##### (個人情報保護に係る体制整備)

第15条 本協会は、その業務を遂行するために取り扱う個人に関する情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、個人情報の安全管理に関する規則を定めることにより、適切な管理体制を整備するものとする。なお、本協会は、その業務を遂行するために取り扱う個人に関する人種、信条、門地又は本籍地等についての情報その他の特別な非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、本協会の業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないものとする。

##### (本協会の役職員による有価証券取引)

第16条 本協会の役員（常勤の役員に限る。以下同じ。）及び職員（嘱託を含む。以下同じ。）は、自己の職務上の地位を利用して、正会員の運用又は信託財産等の運用の動向若しくは業務に関して取得した発行会社に係る未公開情報その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又はもっぱら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買をしてはならない。

- 2 本協会は、本協会の役員又は職員が前項に掲げる行為を行った場合には、当該行為を行った者を厳正に処置する。

(秘密の保持等)

第17条 本協会の役員、委員会等の委員及び職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし又は盗用してはならない。

(業務規程の変更)

第18条 この業務規程は、理事会の決議を経て、内閣総理大臣の認可を受けなければ変更することができない。

#### 附 則

第1条 この業務規程は、主務官庁の認可の日（2026年〇月〇日）から施行する。

第2条 一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会の業務規程は、廃止する。